

3 役員報酬等に関する規定

変更前	変更後
<p>(定義) 第2条 この規定でいう役員とは、<u>理事及び監事</u>をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この規定でいう役員とは、<u>評議員、評議員選任・解任委員、理事及び監事</u>をいう。</p>

変更前	変更後
<p>(<u>理事会の出席</u>) 第3条 役員が<u>理事会</u>に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。</p>	<p>(<u>評議員会、評議員選任・解任委員会、理事会の出席</u>) 第3条 役員が<u>評議員会、評議員選任・解任委員会、理事会</u>に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。</p>

変更前	変更後
<p>(<u>理事の報酬</u>) 第5条 <u>理事が理事会出席以外</u>で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。</p>	<p>(<u>評議員、評議員選任・解任委員、理事の報酬</u>) 第5条 <u>評議員が評議員会、評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会、理事が理事会、出席以外</u>で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。</p>